

社会福祉法人神戸中央福社会 行動計画

職員が仕事と生活を共存させながら、持っている能力をフルに発揮し、それぞれが望む人生を生きることができるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 3年 4月 1日～令和 6年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：令和3年 12月までに、小学校就学以降の子を持つ職員や治療との両立が必要な職員が、希望する場合に利用できる短時間正職員制度を導入する。

<対策>

- 令和 3年 4月～ 各拠点衛生委員会で検討開始。
- 令和 3年12月～ 制度の導入、グループウェアなどによる社員への周知

目標2：有給休暇取得を促進する。

誕生日休暇、家族の日、連続3日以上の有給休暇取得、有給休暇の計画付与の取り組みを行う。

有給休暇の取得日数を1人当たり平均年間10日以上とする。

<対策>

- 令和 3年 4月～ 各拠点衛生委員会で検討開始。
- 令和 3年 4月～ 衛生委員会で各部門の有給休暇取得状況を定期的に確認する。

目標3：目標1：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を13%以上にする

女性社員・・・取得率を80%以上にする

<対策>

- 令和 3年10月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、管理職を対象とした研修を実施し、対象社員を把握した場合は、制度の周知。
- 令和 3年 4月～ 育児休業の取得希望者を対象とした窓口の設置